

自衛官等募集事務に係る 対象者情報の資料提供



自衛官等募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められています。本町では、令和2年度より自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官および自衛官候補生の募集（以下「自衛官等募集事務」という）のために必要な住民基本情報を提供しています。自衛隊への情報提供を望まない人は、期限内に申出を行ってください。

対象者

伯耆町内に住民登録があり、令和8年度に18歳になる人
(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの人)

申出期限 5月29日(金)

提出先 伯耆町役場本庁舎2階 総務課

必要書類等

- 除外申請書（様式は本庁舎または町ホームページにあります）
- 対象者本人による申出の場合は、本人確認不要
- 同一世帯の保護者による申出の場合、申出者の本人確認書類（運転免許証等）
- 本人または同一世帯の保護者以外による申出の場合、委任状および申出者の本人確認書類



問い合わせ先

総務課

0859-68-3111

林野火災警報の新設に伴う注意

鳥取県西部広域行政管理組合消防局の火災予防条例の改正に伴い、「林野火災警報」「林野火災注意報」が新設されました。

気象状況が山林、原野等における火災の予防上注意を要する場合、危険性がある場合に消防局長によって発令されます。「林野火災警報」発令時には、火の使用制限について義務が課せられ、火の使用制限に従わなかった場合は、30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

※「林野火災注意報」は火の使用制限について罰則は伴わない努力義務を課すものとなっています。

● 林野火災注意報発令の条件

以下のいずれかに該当した場合

1. 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
2. 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合

● 林野火災警報発令の条件

林野火災注意報の発令に加え、強風注意報が発表された場合



詳しくはこちら!



▲鳥取県西部広域
行政管理組合消防局



問い合わせ先

総務課

0859-68-3111